

須賀川市立中学校における
重大事態についての調査報告

【概要版】

平成30年3月12日
須賀川市いじめ問題専門委員会

第1 これまでの経過

1 事案の概要

- (1) 平成29年1月27日（金）、須賀川市内の中学1年生男子生徒（以下「当該生徒」という）が、自宅において自死するという事案が発生しました。
- (2) 須賀川市教育委員会は、当該生徒がいじめを訴えていた事実があったことから、いじめ防止対策推進法第28条1項に規定する重大事態として捉え、同年3月10日に須賀川市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という）を開催し、いじめの全容と、いじめと自死との因果関係を明らかにし、学校及び教育委員会の対応について検証するため、専門委員会に諮問しました。

2 審議経過

開催日	経過	備考
平成29年		
3月10日	専門委員会の設置，諮問	
	第1回 専門委員会	調査手法・実施方法
4月 4日	第2回 専門委員会	調査手法・実施方法
17日	聴き取り調査	教職員，SC
20日	聴き取り調査	教職員
27日	第3回 専門委員会	聴取結果の検討，今後の計画
5月29日	聴き取り調査	教職員
6月19日	聴き取り調査	生徒
7月12日	聴き取り調査	生徒
14日	第4回 専門委員会	聴取結果の検討，今後の計画
8月 2日	聴き取り調査	医療機関
4日	聴き取り調査	当該生徒の両親
21日	第5回 専門委員会	審議・検討
9月12日	第6回 専門委員会	審議・検討
10月 4日	第7回 専門委員会	審議・検討
26日	第8回 専門委員会	審議・検討
11月 1日	質問紙調査	小学校時の担任
15日	第9回 専門委員会	審議・検討
30日	第10回 専門委員会	審議・検討
12月 6日	第11回 専門委員会	審議・検討
	説明	当該生徒の遺族
12月21日	報告書提出	

第2 調査結果

1 当該生徒について

当該生徒は、きょうだい思いの中学生で、自ら進んで塾に通い、部活動にも精力的に打ち込んでいました。

当該生徒には、ストレスがかかるとする行為（以下「ストレス行為」という）がありました。

保護者は、当該生徒のことで心配なことを、担任やスクールカウンセラーに相談し、スクールカウンセラーから勧められた医療機関を、自死直前に受診させています。

温和な性格であり、いつも笑顔で学校生活を送る一方で、つらい時でも楽しそうに明るく振る舞っていた様子を、同級生らが語っています。

亡くなる数ヶ月前には、ストレス行為の状況がひどくなっており、当該生徒がなんらかの強いストレスにさらされていたと考えられます。

自死前日に、当該生徒が医師との会話を再現したものを同級生に見せており、その中にはいじめに関する記載もありました。

2 いじめの全容

専門委員会が、いじめ防止対策推進法第2条1項に該当し、いじめであると判断した事実は以下のとおりです。

(1) 菌回し

「菌回し」とは、特定の生徒に触れると「菌」がつくとして、その「菌」を他の生徒に移すために他の生徒にタッチし、それを次々に行うことであり、当該生徒が所属する学級ではこのように呼ばれていました。

当該生徒に対する「菌回し」とよばれる行為は、当該生徒のストレス行為の1つ等をきっかけとし、中学校入学後すぐである5月頃から始まり、次第に規模を拡大しながら2学期がピークとなり、年末の学級担任の指導によって規模は縮小したものの、3学期になっても続いていたと考えられます。

(2) その他の日常的な悪口・からかい

当該生徒は、複数の同級生から様々な悪口と思われる言葉をかけられていたことが明らかとなりました。これらは、学級内で日常的に行われていたもので、時期や発言者については不明なものが多いです。

日常的なからかいの一場面として、当該生徒が触れたものを避けるような言動や、当該生徒を馬鹿にするように質問攻めにしてからかう様子なども目撃されています。

当該生徒の学習に関するからかいとして、教科書をうまく読むことができなかったことで、同級生に笑われ、悔しそうな様子をみせたこと、勉強がで

きないことについてからかわれていたこと等がありました。

当該生徒が、他の学級の生徒に相談した内容やアンケートによる申告、三者面談での申告として、同級生に真似をされからかわれたこと、本音を聞かれからかわれたこと、体形のことを言われからかわれたこと、机を蹴られたこと、女子生徒との会話についてからかわれたことなどがあります。また、同級生に馬鹿にされたり嫌がられたりしたことを理由に、当該生徒は、担任教師に席替えの申出をしていました。

(3) 部活内でのからかい

当該生徒は、所属していた部活動内で数人から、当該生徒が不快に思う人格を否定するようなあだ名、髪型をからかうようなあだ名をつけられ呼ばれていました。1つめは6月頃から、2つめは10月頃から呼ばれ始めて、顧問から全体に向けて指導はありましたが、その後も止まず、3学期になってもあだ名で呼ばれていました。

また、この他にも、時期は不明ですが、当該生徒の人格を否定するような別の言葉で呼ばれたり、当該生徒の部活動での技量が劣っていることから、中に入るなという趣旨のことを言われ、仲間はずれにされたりしていました。

3 自死との因果関係

(1) ストレスの主たる原因

中学校入学後、当該生徒のストレス行為の状況がひどくなったことから、当該生徒がなんらかの原因により相当強度のストレスにさらされていたと考えられます。当該生徒のストレス行為の状況がひどくなった時期を考えると、家庭内には当該生徒を取り巻く環境に大きな変化は確認できず、家庭内の問題が強いストレスの主たる原因ではないと考えるのが相当です。

(2) 学校内の問題

ストレス行為の1つは小学校3年生の時から始まり、小学校の担任からは学習面で課題を抱えていたことの指摘があったものの、6年生になって学習塾に通い始めてからは、ストレス行為が見られなくなり、学習面でのストレスの改善が見られています。

中学校入学後、保護者の心配は、当該生徒が勉強をしないこと、宿題をしないこと、そしてストレスがかかるとストレス行為をすることでした。

当該生徒は、テストの点数がよくなかったことで同級生にからかわれる、教科書がうまく読めずに悔しい思いをする、また、自死直前の1月26日には、学習面で課題のある生徒を集めて実施された補習授業に呼ばれている等、学習面で課題を抱えていたことは明らかであり、ストレスを感じていたことは否定できません。当該生徒は、所属する学習環境では、十分な学習を行うことができず、ストレスが増えていったと考えます。つまり、本来であ

れば、当該生徒の特性等に合わせた学習環境の整備について検討の必要な状況であるにもかかわらず、適切な環境整備のないまま当該生徒はストレスを抱える状態に置かれ続けていたと考えられます。

このような状況に、さらに拍車をかけたのが、当該生徒に対する様々な「いじめ」でした。

当該生徒に対する「いじめ」は入学してまもなく始まり、次第にエスカレートしていきました。2学期がピークであったようですが、3学期もやみませんでした。いじめにかかわっていたのは、クラスの男子の大半と一部の女子、そして同じ部活の生徒でした。いじめの内容は、殴る、蹴るといった直接的な暴力ではないものの、当該生徒の人格を否定するような「からかい」「悪口」であり、期間は長期に及んでいます。学校生活の大半を過ごす学級、そして当該生徒が楽しみにしていた部活においてもいじめが発生していることなどからすれば、当該生徒が受ける影響は相当強度なものであったと考えられます。

また、当該生徒はもともと辛いことがあっても辛い素振りをみせず、周りに助けを求めることが苦手な性格でありましたが、仲の良い同級生に当該生徒なりに悩みを打ち明けており、学校が実施した「いじめ（悩み）についての調査」にも悩みを記載しています。このことから、当時、当該生徒が学校内で相当辛い思いをしていたことは想像に難くないといえます。

(3) 他の要因

当該生徒が自死を選択したことの要因として、上記の他に①自死の直前に医療機関を受診していることが原因となったのではないかと、②直前まで元気そうに見えていたことから、学校生活を苦にして自死を選択することはあり得ないのではないかと、の2点について検討が必要です。

医療機関への受診については、この日が当該生徒にとって初診であり、一般的な問診にとどまっています。問診内容から自死を選択するような大きなショックを与えたものとするのは困難と考えます。

直前まで元気そうに見えていたことについては、当該生徒の性格については前述したとおり、もともと辛いことがあっても表に出さず（出すことができず）、明るく振る舞う傾向がありました。したがって、自死直前まで明るく振る舞っていたからといって、当該生徒が悩んでいなかったと即断することはできません。現に当該生徒が3学期になって元気がない様子を複数の生徒が感じそれぞれ証言しています。

(4) 結論

以上のことから、当該生徒が自死を選択した原因は、当該生徒に適切な学習環境をはじめとする社会資源が提供されず、周囲にうまく適応できない中でいじめを受けたことであり、いじめが自死を選択した大きな一因であると専門委員会は判断しました。

4 対応についての問題点

(1) いじめの理解が不十分であること

- 当該校は、いじめ防止基本方針を策定していたものの、それについての教職員の認識が浅く、何より「いじめ」の定義が教員によっては十分理解されていなかった。

「いじめ」に該当するかについては、被害生徒の認識が重視されなければならない、その認識を把握するにあたっては、被害生徒の性格・能力についても十分考慮されなければなりません。

- 「いじめ」が長期化し、不可視化する傾向をもっていることについての認識が乏しかった。

教員から指導されれば「いじめ」は指導した教員から見えないところで継続することがあり、場合によっては以前にも増して激化することがあることについての認識と配慮が不足していました。

- 当該生徒が「大丈夫です」と答えたからといって、いじめが解消したと判断することは危険であり、さらに丁寧な見守りが必要であることについても認識が乏しかった。

そのために、当該生徒への対応が遅れた側面も否定できません。

(2) 教職員間の連携が不足していたこと

- 学級担任が把握した部活動内での「いじめ」の情報と部活動顧問への指導の依頼、学級担任が当該生徒の保護者からの要望で繋いだスクールカウンセラーとの面談等、学級担任と部活動顧問、学級担任とスクールカウンセラーとの間に適切な連携が成立していなかった。

そのため、部活動顧問による加害生徒への具体的な指導が欠如したり、保護者の抱える困り感から当該生徒が大きなストレスを抱えていたことを把握していながらもそれをある一面とのみ結びつけ「いじめられている子ども」という観点が欠如したままカウンセリングが行われたりしてしまう状況となってしまいました。

これらの適切な連携が成立し、学級担任が把握している情報を介し「いじめ」とそれによる当該生徒の「ストレス」という共通理解が生じていれば、より有効な手立てがとれていた可能性があります。

- 「菌回し」については、学年会で報告され、学年の生徒指導係による生徒集団に対する指導が行われていたにもかかわらず、一部の学年所属の教員は学年会に出席しておらず「菌回し」の存在を知らなかったと証言しており、教職員間での連携の不十分さも伺える。

学年会を欠席した教員がいた場合には、当該教員に会議内容が報告されるべきでありますし、逆に欠席した教員自身も議事録を確認するなど会議内容に積極的に関心をもつことが必要です。

(3) 当該生徒の行動・態度について適切な把握がなされていなかったこと

- 当該生徒の特性について、きちんと認識されず、いじめを誘発する可能性を有していたことを見逃している。
- スクールカウンセラーは当該生徒のもつ課題は重大と感じているが、それを生み出す原因にのみ着目し、それが生み出す結果（いじめ）を推察し配慮する姿勢がなかった。
- 当該生徒のもつ課題の解決は、簡単ではないが、少なくとも教職員等がその問題性を十分に共通認識としてもち、当該生徒を長期的に見守りながら、家庭とも連携しつつ徐々に改善されるように働きかけていくことが必要であった。

その際、当該生徒のもつ課題が「いじめ」を誘発する可能性があることを念頭におき、特に慎重な配慮が求められます。

(4) 加害生徒に関する認識が不足していたこと

- 指導の際にはその加害生徒が抱える課題を鑑み、通常の指導にとどまらず、教員とスクールカウンセラーが連携して指導にあたるべきであった。指導対象の生徒のもつ問題について十分考慮することなく、通常の指導にとどまったことが問題を大きくしてしまった要因の一つと考えられます。

(5) 組織的対応が不十分であったこと

- 「いじめ対策委員会」（生徒指導委員会）がいじめ問題取組の中核組織と定められているにもかかわらず、担任ら教諭が個々に対応し、個々の教諭が重大であると考えた事案について学年会に報告し、学年会が必要と考える対応をし、「いじめ対策委員会」（生徒指導委員会）に報告するといった運用がなされており、その結果組織的対応は不十分なものとなった。

そもそも学年会が時間的制約などで十分に議論できないことから、学年会所属教員の中で、「これは学級内の問題なので、学年会で議題に挙げるまでもない。他に議論することが多いので学年会で挙げるのをやめよう。」という心理が働いていたようで、担任は「いじめ」の端緒となる事実を認識しながらも学年会に報告しておらず、本件においても重大化する前に組織として適切な情報共有がなされませんでした。

- 学年会において「いじめ」に関する報告が挙げられた場合でも、担当教諭が「指導した」と報告すればそれ以上の組織としての追跡調査は行われず、解決済みのものとして「いじめ」について組織的な対応がなされなかった。

ことに本件においては、当該生徒の特徴から、ヘルプサインを出さない傾向があったことで、組織的に十分に考慮されないまま、単に当該生徒が楽しそうにしていたから、という理由でいじめが「おさまった」と判断され、指導後の十分な組織的見守りもないままとなってしまうました。それ

が、「いじめ」が3学期になっても継続していた一つの要因と考えます。当該生徒に対する「いじめ」と認められるべき事案が発生していたにもかかわらず、そのことを認知した教員間で適切な連携がとられず、組織としての対応も十分になされず、事態を過小評価したことによって本件は最悪の結末に至った可能性が否定できません。

(6) いじめ問題に対応する人員が不足していること

- 個々の教職員の「いじめ」に対する意識の希薄さが第一次的には問題とされるべきであるが、日々の業務の中で十分に「いじめ」問題に向き合う余裕が与えられていなかったことも根本に横たわる問題である。
- 学年会において議題としなくてすむように、学級担任が自ら処理しようとして抱え込みがちになっていた。
- このような学校体制、絶対的なマンパワーの不足も今回の事案の背後に隠された課題である。

第3 提言

1 いじめ防止基本方針の確認と徹底

当該校は、法律で定められたとおり、いじめ防止基本方針を策定しいじめ対策委員会を設置していましたが、それが有効に機能せず、当該生徒の自死という最悪の結末に至ったことは重大な問題です。

いじめ防止基本方針は教職員間で共有されず、むしろ策定しただけで形骸化していたと言わざるを得ません。この点を当該校は反省し、「いじめ防止基本方針」の共有、また共有されていることの確認が行われるよう改善すべきです。

当該校では当該生徒が自死した後に、教職員間で「いじめ防止基本方針」の読み合わせを行っていたようですが、遅きに失すると言わざるを得ません。

また、同指針は今後の社会情勢や子どもたちを取り巻く環境の変化によって変容する可能性があります。そのような場合にそなえ、一度策定したことで終わりとせず、少なくとも毎年基本方針の内容について検討を加えるべきです。

2 いじめ防止基本方針の策定場面に現場の声を入れること

このように「いじめ防止基本方針」が認識されず、共有されず、形骸化していることのひとつの要因として、それが策定される過程に教職員が参加していないことが挙げられます。今回の事案を受けて、当該校は方針を見直し、新たに策定し直すことが検討されるべきです。その場合に、方針策定過程に一部の教職員だけでなく、すべての教職員が当事者として参加するという方法をとることも可能です。

さらにいえば、いじめ防止の当事者は、教職員だけでなく生徒自身も当事者であり、その過程に生徒の参加を促すことも有効だと考えます。

3 教職員間の連携を密にして組織的に対応すること

いじめを根本からなくすためには、いじめの状況、被害生徒のいじめを誘発する要因（たとえばコミュニケーションの特徴、社会性の未熟さなど）、加害生徒のいじめ行為の背景と要因などを総合的に検討し、長期にわたって観察を続け、不可視的ないじめの発生をできる限り減じ、望ましい人間関係を構築できるように指導援助していくことが必要です。

また、いじめ問題への対応は広範囲にわたることから、学級担任一人に任せきりにすることなく、学校（組織）として、同一の観点から複数名の教職員が協力しながら継続的に対応していくことが重要です。

本件は、学級担任や部活動顧問、スクールカウンセラーがそれぞれに当該生徒の問題について把握していましたが、それらについて共有がはかられなかったことで当該生徒が抱えている問題についての「気づき」が遅れ、対応が後手に回ったことが判明しました。このような悲劇が二度と起きないためにも、生徒とかかわる教職員同士の連絡体制とともに、いじめ対策委員会が些細なことも含め情報を把握し対応する体制の再構築を検討すべきです。

4 人的組織の充実と外部資源の活用

「いじめ」問題について対応するにあたっては、数回の指導にとどまらず、継続的な見守りと時機に応じた適切な指導が不可欠です。そしてそのような対応は学級担任一人にとどまらず、他の教職員にも求められています。他の教職員と情報を共有し対応を検討するためには、「いじめ対策委員会」や学年会などの会議を利用することが考えられますが、その会議において「いじめ」問題について検討する時間が十分に与えられていなければなりませんし、当該校のような規模の学校においては、生徒指導委員会とは別にいじめ対策委員会を開催することなども検討されなければなりません。さらにいえば、学級担任を始めとする教職員一人一人が余裕をもって生徒に接することができるようになるためにも、教職員一人一人の負担を軽減しなければなりません。現在の教育現場において、教職員の負担増が問題視されて久しいですが、それによって子どもたちの「いじめ」問題についての対応が後回しにされ、あるいは軽んじられることがあってはなりません。

校内体制の整備に当たっては、学級や学年間の連携を考えるだけでなく、「支援・援助」の役割を専門性として持っている「養護教諭」や「スクールカウンセラー」、「特別支援教育コーディネーター」といった校内資源の活用をまずは検討する必要があります。特に、生徒のもつ特性が「い

じめ」を誘発する原因の一つともなるケースにおいては、「特別支援教育コーディネーター」の存在が大きな役割を果たすものと思われます。

また、校外の関係機関との連携に際しては、生徒の学校生活を中心に家庭生活や地域社会生活を繋ぐ役割も求められるため、スクールソーシャルワーカーをはじめとして、保健師や福祉系の相談支援専門員等、関係諸機関とどのように連携していくかについて、学校では常に検討しておく必要があると思われます。

第4 最後に

当該生徒が自死し、時を置かずに須賀川市教育委員会から専門委員会の組織が計画されたことは法律に沿ったものです。しかし、専門委員会は学校の外部の機関であり、そのような専門機関が調査を行うことで当該校の振り返りと検討の機会を奪った側面も否定できません。

すなわち、本調査委員会の設置によって当該校は自ら本件についての振り返りと検討と原因究明の努力を継続していたのか、専門委員会からの調査への対応といった眼前の課題を優先していなかったか、検証がされなければなりません。専門委員会が設置されたことによって、重大いじめ事件が発生した学校における自主解決に向けた取り組みが阻害されることがあったとすれば、それは本末転倒です。教育委員会及び首長にあっては、専門委員会と当該学校の自主解決の取組が車の両輪として機能するように調整を図ることが求められます。

本報告書をひとつの材料として、今後当該校をはじめとする全国の学校で二度とこのような痛ましい出来事が起こらないように、徹底した議論と対策を講じることを求めます。